

～公益法人だより～

第 23 号 令和 7 年(2025 年) 2 月 3 日
滋賀県総務部総務課 発行

目次

- 1 認定法の改正について（外部理事・外部監事、定期提出書類の切り替わり）
- 2 立入検査でよくある指摘・指導事項
- 3 県有地の貸借に係る契約満了時等における原状回復義務のための費用への備えについて（再掲）

1 認定法の改正について

昨年、認定法およびその施行令、施行規則が改正され、令和 7 年 4 月から施行されます。本号では、新制度で導入されることになった外部理事・外部監事および定期提出書類の切り替わりについて御紹介します。

□ 外部理事・外部監事

法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、公益認定基準の一つとして、外部理事・外部監事が導入されました。具体的には、

- ・理事のうち一人以上が外部理事であること（※ただし、小規模法人の適用除外あり）
- ・監事（複数ある場合は監事のうち一人以上）が外部監事であること

が求められます。

（1）外部理事・外部監事とは

改正法令では、外部理事・外部監事になれない者を以下のとおり定めています。

外部理事になれない者（認定法第 5 条第 15 号、認定法施行規則第 4 条）

- ① 当該法人又はその子法人（以下「当該法人等」といいます。）の業務執行理事又は使用人、及び、その就任の前 10 年間当該法人等の業務執行理事又は使用人であった者
- ② 当該法人の社員（当該社員が法人である場合はその役員及び使用人）【公益社団法人の場合】
- ③ 当該法人の設立者（設立者が法人である場合は、当該法人及びその子法人の役員及び使用人）【公益財団法人の場合】

外部監事になれない者（改正法第5条第16号、改正法施行規則第5条）

上記①～③に該当する者に加え、

④ 当該法人等の業務執行理事以外の理事であった者

つまり、外部理事とは上記①～③に該当しない者、外部監事とは上記①～④に該当しない者をいいます。特に、公益社団法人の場合、当該法人の社員が外部理事・外部監事に当たらないこと、社員が法人である場合はその役員および使用人も外部理事・外部監事に当たらないことに御注意ください。

（2）適用時期について

法律の施行日（令和7年4月1日）に現に在任する全ての理事または監事の任期が満了する翌日から適用されます。

例えば、令和7年6月の社員総会（評議員会）で全ての理事の任期が満了する場合、社員総会（評議員会）の翌日から外部理事を置くことが必要です。

また、外部理事・外部監事の設置に当たり、定款変更が必要な場合も考えられます。

例えば、定款で「理事および監事は、会員の中から選任する。」と定めており、「会員」が一般法人法上の社員を指す場合は、役員の改選以前に定款の変更も行う必要がありますので、御注意ください。

（3）適用除外について

外部理事については小規模法人の適用除外が設けられています。

外部理事が適用除外になる基準（改正法施行令第7条）

① 収益：3,000万円未満、かつ、

② 費用・損失：3,000万円未満

適用除外については、以下の点に御注意ください。

※ 外部監事については、適用除外はありません。

※ ①②のいずれかが3,000万円以上の場合は適用除外にはなりません。

※ 決算において適用除外の基準額を超えることが判明した場合、その時点から外部理事の設置義務が生じます。

事業年度後の計算書類等の提出に当たり、基準額の超過が判明した場合には、あらかじめ社員総会（評議員会）において当該計算書類等の承認にあわせて、外部理事の設置および選任をしておくなどの対応が求められます。

□ 定期提出書類の切り替わりについて

<事業年度が1月1日～12月31日の法人>

令和6年度の事業報告等 ⇒ **従来の様式を使用**

(令和7年3月末提出期限)

<事業年度が4月1日～3月31日の法人>

令和7年度の事業計画書等 ⇒ **従来の様式を使用**

(令和7年3月末提出期限)

令和6年度の事業報告等 ⇒ **一部を除き、従来の様式を使用** ※

(令和7年6月末提出期限)

※ 「運営組織に関する重要な事項・「事業活動に関する重要な事項」のみ新様式となり、財務規律関係書類（収支相償に関する別表Aなど）は従来どおりです。

(本号の最後に、新様式に変更となる書類を添付しましたので、御参照ください。)

また、新制度では、透明性向上の観点から、令和7年4月以降に提出される定期提出書類は原則公開となります。提出書類に個人情報に掲載されていないか（掲載されている場合は個人情報を削除して提出するよう）御注意ください。

定期提出書類の切り替わりについては、公益法人インフォメーションに掲載されている「制度改正解説資料」（令和7年1月10日版、46ページ以下）に詳しい説明がありますので、適宜御参照ください。

制度改正解説資料の掲載ページ

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/shosaizyoho.html>

2 立入検査でよくある指摘・指導事項

立入検査でよくある指摘・指導事項を更新しました。県HPにて御確認ください。

今後の法人運営に当たっての御参考としてください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/dantai/300379.html>

なお、欠格事由にかかる確認書については、上記HPから参考様式（Word）のダウンロードが可能ですので、御活用ください（公益法人だより第15号の下に掲載）。

3 県有地の貸借に係る契約満了時等における原状回復義務のための費用への備えについて（再掲）

（以下は、公益法人だより第 22 号に掲載した記事ですが、注意喚起のため再度掲載しております。）

公益法人や移行法人が県や市町から使用許可を受けたり貸借契約を結ぶことにより県有地や市有地の上に建物等の有形固定資産を所有している場合、通常は期間満了等による土地の返還時には、原状回復義務が課されています。この原状回復義務を履行するためには、法人は有形固定資産を除却する必要がある、当該有形固定資産に係る将来の負担を予測し、費用負担に備えることが求められます。

その方法としては、法人が自主的、計画的に資金を積み立てる方法のほか、令和 5 年(2023 年)11 月 15 日付けの内閣府 公益法人メールマガジン第 181 号で紹介されている「**資産除去債務**」を計上する方法が考えられます。

「資産除去債務」を計上する場合は、償却期間を何年とするか等、普段取引のある顧問税理士等にも御相談いただき、御対応をお願いします。

公益法人メールマガジン第 181 号の掲載ページ

https://www.koeki-info.go.jp/content/20231115_01.pdf

おわりに

本号で御紹介した外部理事・外部監事以外にも、収支相償原則・遊休財産規制の見直し、変更手続の見直し、公益法人会計基準の見直しなど、認定法の改正に伴う変更事項は多岐に渡ります。

公益法人インフォメーションの制度改革特集ページでは、内閣府主催の説明会や法改正資料など、様々な情報が掲載されていますので、積極的に活用されるようお願いします。

また、本県では、所管法人を対象に制度改革も踏まえた定期提出書類の作成等に関する説明会の開催を 5 月中に予定しています。詳細は 4 月初めに御案内する予定です。

滋賀県総務部総務課

公益法人・宗教法人係

電話：077-528-3145

メール：ba0007@pref.shiga.lg.jp

< 新様式：運営組織に関する重要な事項【公益社団法人用】 >

法人の基本情報

法人の名称	\$corp_name		
設立登記日			
法人の目的			
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	\$address_1	\$address_2	

運営組織に関する重要な事項【公益社団法人用】(認定規則第46条第1項第2号)

(1) 社員の数その他の状況

社員の数	人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
社員の議決権に関する定款の条項	
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほか、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

(2) 理事及び監事のその他の状況

	理事又は監事の数		報酬等の総額(年間総額)	
		(うち常勤)		うち、退職手当の額
理事	人	人	円	円
監事	人	人	円	円

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人
------	---	------	---

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会		
社員総会		
理事会		
理事会		

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア: 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

イ: 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織画がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

< 新様式：運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】 >

法人の基本情報

法人の名称	\$corp_name		
設立登記日			
法人の目的			
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	\$address_1	\$address_2	

運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】(認定規則第46条第1項第2号)

(2) 評議員、理事及び監事のその他の状況

	評議員、理事又は監事の数		報酬等の総額(年間総額)		
		(うち常勤)		うち、退職手当の額	
評議員	人	人	円		円
理事	人	人	円		円
監事	人	人	円		円

定款の条項	
-------	--

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人
------	---	------	---

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
--	-------	---------

評議員会		
評議員会		
理事会		
理事会		

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

<新様式：運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】>

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号)

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた 財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	円
-------------	---

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	0 円	負債額	0 円
		期末純資産額	0 円
		うち公益目的事業会計の純資産額	0 円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の意思決定に 関与することができる財産の内容			
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	
--------------	--

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無		リスク軽減策の有無	
------------	--	-----------	--